

令和2年度 第2回藤沢市障がい者総合支援協議会 会議録

日時：2020年（令和2年）8月17日（月）9：30～正午

会場：藤沢市役所本庁舎 7階 5-1・5-2会議室

出席者：齊藤副代表，加藤葉子委員，能勢委員，木村委員，
櫻井委員，島村委員，新城委員，濱坂委員，伏見委員，
松井委員，三瓶委員，志水委員，船山委員，郡部委員，
久保委員，戸高委員，加藤悟美委員，小林委員，村松委員

計19名

事務局：池田福祉健康部長

福祉事務所長兼生活援護課長（井出）

福祉健康総務課（矢内）

地域包括ケアシステム推進室（浅野）

福祉医療給付課（山之内）

子ども家庭課（大庭）

障がい福祉課（須藤，松野，加藤，相澤，鎌田，勝木，竹原）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田）

計14名

欠席者：石渡代表，青木委員，小野田委員，高山委員，田中委員

傍聴者：3名

1. 開会

（1）開会挨拶。（事務局：須藤参事）

（2）部長挨拶。（事務局：池田部長）

（2）欠席者及び配布資料の確認。（事務局：勝木主任）

2. 前回の議事録確認及び資料の訂正

（1）前回の議事録確認（事務局：須藤参事）

修正意見があったため，後日修正したものを送付。

（2）前回資料の訂正（事務局：鎌田主査）

3. 議事

（1）令和2年度第1回，第2回障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会の結果報告について

・事務局から資料1について説明。（事務局：鎌田主査）

【説明要点】

議事の概要についてご説明します。第1回目の開催の方法は，書面会議で行い，意見の集約日は5月8日としました。

議題の1つ目については、ご意見がなく、2つ目の年間スケジュールについては、月曜日以外の開催を要望する声がありました。3つ目の次期計画に向けた聞き取り調査結果報告書については、共通の課題を解決するうえで、優先順位や手順を整えていく作業が必要ではないかなどの意見をいただきました。4つ目、次期計画に向けたアンケート調査については、複数の委員の方から、文書表現や見やすきの工夫について意見がありました。その他として、幅広い層に障がい理解を呼びかけていくためには、教育機関などへの出前授業やイベントなどを通じた接点づくりが大事なのではないかという意見がありました。

続いて第2回については、通常どおりの開催方法で7月20日に実施しました。議題の1つ目、令和元年度の『「きらり ふじさわ」中間見直し」モニタリング実績については、新型コロナの影響等を含めて実績の増減を分析していく必要があるのではないかと。また、障がい種別ごとの就労定着の状況をしっかり把握できるといいなどの意見がありました。2つ目については、アンケートの完成品を委員の方々にご提示しました。やはり知的障がいのある方を中心に、アンケートの内容が難しいのではないかと、などの意見をいただきました。3つ目、今後の障がい者相談支援体制については、今年度、委託相談の事業展開も新たに進めていきたいということをお伝えしていましたが、難しい状況が出てきたため、来年度に向けての状況を報告しました。4地域展開していく上で、委託相談支援事業所としての活動内容、変更負荷が必要と考えられるということで、変更などは早急に進めたほうがいいとの意見をいただきました。

【質疑応答及び意見】

・意見（久保委員）

資料1の計画検討委員会の結果についての質問です。1ページ目（3）の【主な意見】の2つ目の「サービスの人材不足」と、3つ目の「福祉の枠を超え」という項目についてです。第1に、人材不足というのは具体的にどのような職業でしょうか。例えば社会福祉士なのか、それとも介護福祉士なのか、具体的に教えてください。第2に、福祉に興味を持ってもらう話についてですが、職業の話などを学校現場で話をする機会があると思います。しかし、それだけでは厳しいと若者の立場から思います。やはり、収入や身分が不安定なこと、子育てできるのかということを見ると、安定的な職業を選んでしまうというのがあると思います。この点についても考える必要があると思います。第3に、例えば社会福祉士や精神保健福祉士は通信制で1年6か月、実務経験のある方は9か月で取得できる。しかし、福祉の分野に挑戦したくても、働きながらだと実習に行けないなどの制限がある。現在、私は通信制大学の教育学部にいますが、社会人の方と話す、「教育実習に4週間行く必要がある。そうすると1か月間休まなければならない。それだけでなく、介護等体験に行くのも大変だ」と話されます。これは福祉の分野にも言えることだと思います。第4に、介護福祉士の場合は通信制の学校がないことによって、介護福祉士の人材不足に影響を与えていると私は考えています。国や文部科学省、厚生労働省は改善するべきだ

と思います。そして、なぜ通信制の学校で介護福祉士が取得できないのか、どなたでもいいのでよかったら教えてください。以上です。

・回答（事務局：鎌田主査）

主な意見の2つ目については、現場の状況として、社会福祉士と言えば、相談を主に受ける役割の方、介護福祉士を中心とする現場で実際に介護をしていただくような方、両方とも足りていないという声が聞こえております。そのご意見を委員の方々からも改めて、更に専門的な知識が必要になる重複のところや、強度行動障がいの部分、全体的なことを含めて意見をいただいている状況です。幅広い福祉に興味を持っていただける状況については、意見の趣旨として、福祉現場の支援者だけではなく、地域で生活をしている方々が障がいのある方に対して理解を深めていくことや、ボランティアで何かお手伝いをしていただくという状況も含めて、全体的なところが意味として含まれていたと記憶しております。ですので、地域の助け合いというところを含めた福祉という状況で理解しております。

国家資格については、今正確な情報がわからないためすぐにお答えできません。申し訳ございません。

(2) 各専門部会の結果報告について

ア 相談支援部会

- ・資料2-1について説明。（事務局：えぼめいく 吉田氏）

【説明要点】

1点訂正をお願いします。出席のところで、西ノ宮委員に参加していただいておりますので、欠席委員のところを削除していただくようお願いします。申し訳ございません。

議題として、協議会の報告では、通年テーマということで今年度の協議会の大きな方向性を報告しました。次に、コロナ禍による感染拡大の取組等について、相談支援部会としてアンケートをとることが確定しました。対象としては、市内の委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、障がい児相談支援事業所、地域相談、相談支援部会の委員の方に対しアンケートを実施しました。また、藤沢市の相談支援体制について、令和3年4月を目途とした新たな相談支援体制の構築に向け、部会として協議検討していくということを確認しました。

イ 重度障がい者支援部会

- ・資料2-2について説明。（齊藤副代表）

【説明要点】

藤沢市内の医療的ケアを必要とする肢体不自由を中心とした重度障がい児者の医療的な質や量を把握することがまだ不十分だということで、今後の計画を立てるた

め、質と量の両方について基礎データを作っていく必要があるという確認を前年度中に取っており、事務局で進めておりました。

調査は、資料2-2にある内容で、対象としては成人の施設、主にマロニエ会、まどか、ケアセンターの3か所となる予定です。併せて湘南東部圏域の藤沢・茅ヶ崎・寒川での該当者、3市にお住まいのお子さんの医療的ケアの状況については、通っている学校の白浜養護学校、鎌倉養護学校、茅ヶ崎養護学校の3校に対して調査をし、既に回答をいただいています。また、就学前の資料を子ども健康課と合わせていければ、市内のそういった方々の小さいお子さんから大人までの状況が掴めてくるだろうということで、今後の藤沢市の基礎資料にしようと考えております。部会の形として提案をさせていただいて、ご承認いただければと思います。

ウ 就労・進路支援部会

- ・資料2-3について説明。(船山委員)

【説明要点】

内容としては、他の部会と同じように防災に関する情報共有と課題抽出をしております。報告事項としては、協議会の報告として災害時における課題の抽出について、意見をいただきました。

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対応については、各事業所やご家庭での対応策についての現状報告を行いました。また、令和2年度進路業務連絡会について、学校では、コロナ禍で実習の日程が押されていて、進路の決定にかなり影響が出ているということで、通常より遅い開始予定なので事業所の皆さんに事前にアンケートを取ってほしいという話がありました。このコロナ禍で、各事業所における特別支援級の生徒の実習受け入れが遅れているという状況が出ており、かなり親御さんのほうではこれを危惧されているようです。また、確認事項として、障がい者の合同面接会が中止になるということについて報告がされました。

エ 権利擁護部会

- ・資料2-4について説明。(事務局：えぼめいく 吉田氏)

【説明要点】

防災に関しては、昨年度の台風19号を始めとする大雨災害の時の状況について、事業所の対応やご家庭の避難経路などについて意見を聞きました。理由としては、防災のアンケートを取るに当たり、権利擁護部会として、情報の発信や伝達というところが中心になるという意見があったため、台風の際にどうしたのか、という意見をいただきました。それをもって権利擁護部会としては、情報の発信と提供というところを含めて、アンケートを取りたいという話にまとまりました。

また、昨年度意思決定支援の概略版をまとめ、年明けに研修を企画し、意思決定支援の事例や、シンポジウムのようなものを企画し、リーフレットや概要版の活用を

考えていきたいという話がありました。ただし、研修の開催方法については、インターネットを利用したライブ配信や、録画の後日配信なども考えなくてはならないという意見があったので、検討して詰めていきたいと思っております。最後に、昨年度の虐待防止センターからの報告があり、コロナ禍で虐待が増えるのではないかと国も心配していましたが、藤沢市においては、虐待ケースや通報件数が特に目立って飛躍的に上がったということはないという報告を受けました。

【質疑応答及び意見】

・意見（戸高委員）

権利擁護部会で、昨年度の虐待の数字の資料を次回いただければと思います。

・意見（島村委員）

重度障がい者支援部会で、成人の方の医療ケアの状況についても調査をしていたということありがとうございます。これとは別に、医療的ケアを必要としている人の主な内容と数、個別に誰が必要かということのデータが必要なのではないかと思います。例えば、サービスを受けていない方がいるかもしれません。今回のコロナの中で、医療的ケアをするに当たり、消毒物品や手袋など、個人で購入することが難しくなった時期があり、6月を過ぎてから市の方からも支援していただきましたが、数か月分は皆さん備蓄をしているとは言え、かなり心配な状況がありました。支援をしていただく時も、適切に全員、必要な方に届いているかということがどうなのかと思ったところもありますので、今、手帳などには医療的ケアという部分がないと思いますが、どういう方が医療的ケアを必要としているか、途中で必要になる方も含め、把握することが必要ではないかと思います。

・意見（齊藤副代表）

今までも国などから実際に物品が給付されることがありました。誰に配ったらいいのか苦労された経験も聞きますので、そういった実態の把握が必要と非常に感じています。重度障がい者支援部会では、今までも学校に対し、特にマロニエとしてお願いしましたが、医療ケアがあるかないかのみ聞いておりました。そうすると、内容により必要なものが異なるので、やはり内容を聞く必要があるということで、学校にもほぼ同様な質問をしております。問題は、在宅だけの方や、表に出て来ない方、相当重度の方がいる状況もありますので、その把握をどうしていくのかという課題はまだ残っていると思います。

・意見（村松委員）

衛生物品について、国段階で発出されそうになった段階で、者が抜けていました。国の意識もその程度だったということをしっかりと捉えて今後対策しなければならないと思います。

・意見（久保委員）

就労・進路支援部会についてです。今回の新型コロナウイルスの影響で、例えば子どもたちが高校や大学に進学したけれども、学費が支払えない。親御さんが勤務されていた会社が倒産して経済的に困った。また、高校生や大学生であれば、会社に入社することができなかった。藤沢市でそのような事例はありましたか。

次に、権利擁護部会の話で思い出したのですが、今回の新型コロナウイルスで、マスクが買い占められる状況がありました。高齢者の方が「マスクはありませんか」と尋ねている場面を見た際に思ったのですが、買い占めをする人がいると、障がい者や高齢者などが買えなくなるのではないかという危機意識を持ちました。また、今後買い占める人（強者）と障がい者や高齢者など（弱者）の買い物格差になるのではないかと心配になりました。更に、車で買いに行くことが難しい障がい者や高齢者などもいたのではないかと思います。今後も災害等がある度に買い占めをされると、障がい者や高齢者などが困ると思うので、しっかり対策をする必要があると考えます。一例をあげると、アメリカのスーパーマーケットでは新型コロナウイルス対策の一つとして、高齢者専用の時間帯に買い物ができるというニュースを観ました。今後、その障がい者版のようなことも考えていかなければならないのではないかと思います。

・質問（郡部委員）

障がいを持った方々の中には、マスクができない方、敏感であり、マスクそのものが嫌で出来ないという方がたくさんいます。その方たちがずっと家に閉じこもっているのは更に困難なので、移動支援や必要に迫られて電車やバスに乗ることがあると思います。例えば権利擁護部会の中で、そのような方たちがコロナ禍で困ったことや、権利侵害のようなこと、そのような事例は出なかったのでしょうか。

・回答（事務局：吉田）

事業所で相談を受けた方で、心疾患のため、マスクをすると呼吸が苦しくなる方がいます。通院は行かなきゃいけないということで、電車で通院した際、乗客に「マスクしなさい。何を考えているんだ。」と言われてしまった事例がありました。手帳やヘルプマークを見せても、「そんなの知らない。」と憤慨されて、もう怖くて電車乗るのが嫌という状況になった方の相談がありました。また、どうしてもマスクができないと、家にいるしかないという率直なご意見がありました。世間が「マスクをしてない人はいけないこと」という風潮になってしまい、マスクが手に入らず1週間同じマスクをしなくてははいけないという悲痛なお話もありました。

・意見（戸高委員）

社会福祉協議会で非常に今回のコロナで生活資金がたくさん出たなどの情報がありましたらお願いします。

・回答（小林委員）

市社会福祉協議会では、国の県社会福祉協議会の委託を受け、緊急貸付、小口の貸付と総合支援貸付の2本を行っています。皆さんニュースでもご存じでしょうが、藤沢でも正確な数字がないのでお答えできませんが、相当数の貸付件数があります。例えば、10万円の緊急小口の貸付については、だいたい1500、1600まで数字が上がっています。それを私どもが受け付けて、県社会福祉協議会に送り、県社会福祉協議会が実際にお金を振り込むという手続きですが、実際には申請をされてから一番ひどい時では1か月半くらい時間がかかっている状況です。今はかなり短縮され、2週間程度という状況ですけれども、一時そういう状況がありました。

・意見（船山委員）

先ほどの久保委員の発言について、障がいのある方のこのコロナ禍での雇用の状況についてお話します。基本的に3月4月ぐらいの状況が非常に悪く、4月、例えば雇用の内定が延期されたり、雇用自体が内定を取り消しになったりというのがありました。また、企業が雇用自体を控えるという形で、求人を取り下げられることがあり、6月に入って少しずつ障がい者求人の方も動き出しつつあるという状況です。前年度に比べると、かなり厳しい状況であると感じています。そういう意味では、障がい者雇用だけではなく、一般の雇用も状況的には厳しい中で、障がいのある方たちの雇用にどれくらい影響があるかということでは、相当あるのではないかと予想しています。こういう中でも障がい者は雇用率を重視してくださいというお話ですし、雇用率自体も上がっていくという方向性は変わっていません。ただ、最低賃金は今年あまり上がる感じではなさそうなので、そういう意味ではどうなのかと思っている状況です。

（3）次期計画策定の進捗状況について

- ・事務局から資料3について説明。（事務局：鎌田主査）

【説明要点】

資料3-2、3-3については、実際に配布をしたアンケートです。

資料3-1を使い、改めて計画策定に伴うスケジュールの話をさせていただきます。まず、こちらの表がそれぞれ計画策定に関する取組とその他の会議体の開催予定を簡単に表した表になっています。取組予定については、5月にアンケート詳細についての意見聴取をし、6月にアンケート内容の確定をしました。アンケート調査については、7月いっぱいをかけて実施しております。今現在、8月のこの段階で調査結果の分析をしている状況です。それと同時並行し、7月からは骨子・素案の作成に入っており、まとめたものを計画検討委員の方々からご意見をいただき練り上げていって、11月から12月にかけてパブリックコメントを実施し、12月には議会に中間報告。2月の議会には最終案の報告をさせていただいて、3月に完成版

を印刷発行という流れです。総合支援協議会に関しては、第1回でアンケートについてのご意見をいただいております。本日、状況の報告をし、3回、4回にかけて計画の素案・最終案の報告ということで11月と1月に予定をしています。計画検討委員会では、事務局で用意している骨子について、協議・ご意見いただき、10月に素案について意見をいただく予定です。11月末に計画案をほぼ固め、パブリックコメントを実施していくという流れです。最終の1月12日の計画検討委員会では、パブリックコメントの結果報告と最終案の提示と承認という流れになっております。

アンケートについては、暫定的な速報として報告します。実施時期につきましては、7月3日から7月27日まで実施しました。実施の方法は郵送法による配布回収をし、一部、視覚障がいの方々につきましては、直接お電話をし、実際にご自分一人でアンケートの回答が可能かどうかの調査をし、人によっては電話ないし対面での読み上げでアンケートを実施しております。調査対象に関しては、市内に住民票のある障がい者手帳所持者及び自立支援医療受給者、発達障がいや高次脳機能障がい、指定難病のある方ということを無作為に抽出いたしました。回収の結果については、当事者用が1250名配布、保護者用が250名配布、合計で1500名に配布しております。有効な回収数は、当事者用は603、保護者用は148となり、回収率としては、当事者用は48.2%、保護者は59.2%となり、合計で751の回答が得られまして、回収率は50.1%となっております。前回の回収率は47.3%という状況でした。

【質疑応答及び意見】

・質問（新城委員）

計画策定委員会の障がい当事者として視覚障がい者が含まれていないと思いますが、そういう中で計画作成の素案というものが、当事者の声含めてどこまで反映されるのか極めて心配です。当事者の委員が計画策定委員の中に入っていないのが基本的な疑問で、なぜ入らないのかと、入らなくて大丈夫なのかという質問です。

・回答（事務局：鎌田主査）

ご指摘の通り、当事者視覚障がいの方は委員に入っておりません。ただ、実際に検討していく中の材料をご意見いただく場としては、団体の方々への聞き取りや、今回の当事者向けアンケートも含めて、なるべく多くの、障がいは多種ありますので、そういった方々幅広くご意見いただけるように、まずは進めている状況です。今後、計画検討委員会に実際に当事者の方々を含めていくかいかないかというところについては、ご意見いただいた通り、検討の余地があるのではないかと考えておりますし、また、要綱その他とも今後整理したいと考えております。

・意見（新城委員）

検討していきたいではなくて、そこに入れてもらうという方向で具体的に検討してほしいです。視覚障がいの当事者意見が反映されない素案作り、どうやって作る

のか不思議です。基本的に入れるという前提で検討してほしいです。

・回答（事務局：鎌田主査）

今現在、視覚障がいの方ではありませんが肢体不自由の方に入っていたいでいる状況がございますので、今、お話しいただいた点も含めて考えていきたいと思えます。

・意見（新城委員）

肢体不自由の方が入っているということは知っていますが、その方と話しても、視覚障がいの理解があると私は思っています。なので、余計に言っています。

・意見（齊藤副代表）

なかなか当事者参加という視点、すべての障がい種別の方がというのは難しいということもあると思いますが、技術的な課題として解決できるところは対応していただければと思います。

・質問（久保委員）

資料3-1の総合支援協議会（全体会）の11月の項目にある第3回協議会の計画素案の報告についてですが、この第3回協議会の時に計画素案は冊子のような形で提示されるのでしょうか。

・回答（事務局：鎌田主査）

予定として素案なのである程度まとめられた形で委員の方々にはご提示をしていきたいと考えております。

・質問（久保委員）

パブリックコメントが11月から12月にかけて実施されるということですが、委員についてはどのようになるのでしょうか。11月2日の第3回障がい者総合支援協議会開催時に意見を言うのか、それともあらかじめ締切日を設定して、事務局に意見をまとめた資料を提出すればよいのか、それともパブリックコメント実施期間中に意見を述べるのでしょうか。

・回答（事務局：鎌田主査）

協議会の中でもご報告という形で提示しますので、その時にご意見いただければと考えています。そこで語り切れない部分が出てくるようであれば、パブリックコメントを使ってご意見をいただくという方法もあろうかと思えます。

（4）『きらり ふじさわ』中間見直し」令和元年度実績について

- ・事務局から資料4について説明。（事務局：鎌田主査）

【説明要点】

資料4-1について、「『きらり ふじさわ』中間見直し」令和元年度実績入力モニタリングシートということで、189の事業がございます。

重複している事業は再掲として中身が入っていないものがございますが、実績・分析・評価・課題等がそれぞれ入っております。189の事業の中で、例えば1ページ目の事業番号1番や、12ページの事業番号58の部分、いくつか新型コロナウイルス感染症の影響が実績に影響を及ぼしているものもございます。

続きまして、資料4-2、第5期ふじさわ障がい福祉計画モニタリングシート（速報値）と、7ページ以降が第1期ふじさわ障がい児福祉計画（速報値）となっております。速報値のため、年度内には確定値をお知らせしたいと思っております。この中で特筆すべき点が、3ページ目の障がい福祉サービスの計画見込み量と実績というところで、訪問系のサービス、ヘルパーの部分や、短期入所、宿泊型の自立訓練の部分で、実績が非常に落ち込んでいるところがあります。ここは如実に年度末にかけての新型コロナウイルス感染症の影響が出て実績が下がっている状況がございます。そこと比較し、実績として、正確に言うと影響を全く受けていないわけではないですが、就労関係の就労移行支援や就労継続支援といったサービスは、実は国からも通知が出ていますが、サービスの算定上、実際に代替対応としてのいくつかの方法が事業所の方々でも工夫をいただいている状況があり、実績値としては下がらないで維持できている状況がございます。このほかにもいくつかそういった事業がありますが、そういったところで実績が維持できたり下がったりという状況がこちらもございますので、細かく見ていただいて何か疑問に思うような部分がございますたら、後日ご質問やご意見をいただければと考えております。

【質疑応答及び意見】

・意見（木村委員）

「『きらり ふじさわ』中間見直し」の実績モニタリングシートの事業番号91の地域活動支援センター助成事業について質問です。次年度に向けた取組のところに、令和2年度から6事業所のうち、1事業所が閉所し、利用者は概ね自立支援給付へ移行されたが、残りの5事業所における利用者数・開所日数は維持を目標とし、引き続き周知を続けていくとあります。要するに、総合支援法給付の事業所に移られたということは、生活介護とかにその方たちは行かれたと受け取りましたが、この「引き続き周知を続けていく」というのが、どこにかかっているのかが分からず、藤沢市としては、こちらの地域生活支援センター事業をなるべく自立支援給付の生活介護とか、就労支援B、そちらに移行するように、事業者さん側に周知を続けていくのか、通っている方々に既存の事業所に移っていただくことを周知するのか、その「周知」がどこにかかっているのかわからないという質問が会員さんの中から出たので、そちらについて、藤沢市はこれから地域生活支援センター助成事業に対してどのような傾向で臨まれていくか、ということをお聞きしたいです。

・回答（事務局：加藤補佐）

ご指摘の通り表記の仕方について再考を要するかもしれませんが、地域活動支援センターⅢ型事業所の内容について、その他の自立支援給付の各種サービス、こちらの受け入れ先の充実も図っていく一方で、市としましては、現存する地域活動支援センターⅢ型の事業所の活動もなくてはならない活動場所の一つとして考えております。そういった意味で市内の事業所の場所、活動内容等の周知をしながら、一人一人のニーズに合ったサービスを見つけていただきたいという趣旨でこちらに「維持」や「周知」という言葉を記載しております。

・意見（齊藤副代表）

要するに、それぞれが共存していきながら自分に合ったところを探してください、というような意味でよろしいですか。

・回答（事務局：加藤補佐）

その通りです。

・意見（新城委員）

障がい者雇用という観点で言うと、視覚障がい者雇用の雇用率が0です。この状態をおそらく十数年放置していると思えますが、この状況はありえないと思えます。藤沢市が視覚障がい者雇用をしていない状況で、民間事業者に対して視覚障がい者雇用を進めなさいと言えないと思えます。そういう意味で言うと、障がい者雇用はすごく大事で、生活を支えるものですので、各障がいに対して雇用していくような形でまずは藤沢市からやっていくということをお願いしたい。そのことを今度の見直しのところで位置付けてほしいです。全ての障がい種別において雇用率を少なくとも0じゃない。1名以上達成するということ掲げてほしいです。先ほどの計画策定の委員と併せてこの状況が続いているということ考えると、委員を含めてぜひ位置付けて見直しをしていただきたいと思えます。

・意見（久保委員）

発達障がいの雇用についてです。例えば公務員試験の障がい者特別選考の受験資格に発達障がいについての記載がない。また、受験することはできるが、受験申込時に診断書など必要な提出書類の情報がない。これは大変困ります。今後、発達障がい者が公務員試験を受けやすくするために必要な情報の提示や制度等を整えてほしいです。藤沢市も含めて神奈川県全体で対策をしていただきたいです。

（５）災害時における障がいのある方の避難（生活）について

・資料５について説明。（齊藤副代表）

【説明要点】

資料5と当日資料の市のパンフレットでご説明します。防災の関係のふじさわ防災ナビ避難行動要支援者編リーフレットというのがあります。去年度の内に研修会等の企画を考えておりましたが、このコロナ禍で人が集まってというのは難しいため、違う方法で周知・啓発をできないかということで、工夫をさせていただいたのがこの資料5です。

1枚目は個人・家庭用として各個人の方のチェックシート、2枚目が事業所用として福祉事業所を想定し、まとめてあります。個人用では、自助、共助、公助と、それぞれの役割分担で何ができているかできていないか、知っているか、知らないか、などをチェックしていただき、実際に個人の立場で、例えば公助のところ「実際に、やれているか」というのが見えていないというのがあり、難しいという部分の話もあるかもしれません。実際に「やっているかどうかわからない」と思えばチェックをしていただく。「これは大丈夫」だと思ふことは付けない。というだけでチェックしていただく。読んでいただくと、本当は公助のところでご遺体の処理や、埋葬関係などありますが、敢えて入れていません。視点として抜けているということがあれば、意見に書いていただいくか、データに書き足していただきたいです。これは、それぞれの立場でやるべきことは何か、見落としがないようなチェックができればということで作っています。知らなかったということも含めて少し広めていければという狙いも入っています。

2枚目の事業所の方は、事業所としての取組として「こんなことをやっています」、というチェックをしていただきたい。敢えて3つの枠に分けているのは、それぞれがそれぞれの場所で頑張っていればいいという話ではなく、どう繋がるべきなのか、地域の中でどのような連携が必要なのか、という辺りを主な視点としてもう一つ持っていたきたい、という狙いがあります。医療の動き、別の動きとしてある部分もありますが、それもしっかり動いている。また、そもそも藤沢の計画はどうなっているか、というのを大雑把にまとめているのがこのリーフレットですので、このような動きの中で考えたときにどうなのかというチェックをしてほしいと考えております。実際に『「きらり ふじさわ」中間見直し』でも、138番の避難施設における支援体制の強化という項目では、これまでの関係機関との協議の中で、福祉避難所では限界があり、見直しが必要という危機管理課の取組への意見もありますので、コロナの事も含め、今までの対策では上手くいかないということが見えてきている部分が沢山ございます。あとは、実際に暮らしている地域で自分はだれに助けを求めればいいのか、又は、どこに助けを求められる人がいるのか、というあたりをまず知らないのではないかとということも含めて、いろいろな意味での繋がりを意識してチェックをし、ご意見をいただければという作りになっています。協議会の取組として、できれば期間を決めて皆さんに情報提供した方がいいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

・回答（事務局：鎌田主査）

今、齊藤副代表からもお話がありましたとおり、今回は委員からの議題提案ということでしたので、まずはその点について了承いただければと考えております。これを進めていく上で、この後アンケートという形になろうかと思いますが、期日については、また改めてメール等で明示していきたいと考えています。

・回答（齊藤副代表）

今日はこのようなやり方で実施にしてよろしいでしょうかというところのご承認をいただければ、具体的な方法についてはまた後日伝達できればと思います。これは元々のものを私が作り始めましたが、危機管理課や地域包括ケアシステム推進室、障がい福祉課の意見もいただいて作っています。活用の仕方として、この協議会の部会の方、各委員の方、ご自分の母体に帰っての方のご協力もいただければと思いますし、事業所の方は事業所、参加している事業所だけではなく、他の事業所の皆さんにもご協力をお願いできればと思います。また、同じような形で地域包括の関係の各団体にもお願いできれば、ということや、湘南東部圏域の中でもこういった内容を広げて、広域の関係も出てきますので、そういった情報も集めていければと思っております。

【質疑応答及び意見】

・意見（新城委員）

障がい者にとって、災害は非常に大きな問題で、明日来るかもしれない。そういう中で私も非常に強い関心を持っています。内閣府などでは、要支援者に対する個別の避難計画を策定しなさいということで、各市町村に対して指導しているはずで。そういうことで言うと、藤沢市も各自治会を通してになると思いますが、障がい者一人ひとり状況が違いますので、住んでいる場所や家族状況など、個別の避難計画を作成することが極めて重要だと思います。このことに関して策定に向けて藤沢市ではどのような検討スケジュール、計画を持っているのでしょうか。

・意見（齊藤副代表）

今、障がいのサービスを使うときに個別支援計画などを作っていますが、その中にも災害時の対応も検討に入れたほうが良いというものも出ている中ではあります。全ての方を対象にしたような個別支援計画というところまでは行ってない実情かとは思いますが、これに関して市のほうで何か現状をお答えいただける方はいらっしゃいますか。

・回答（事務局：鎌田主査）

庁内では、障がい福祉課、地域包括ケアシステム推進室等で構成される庁内会議があり、実際に有事の際について意見交換を行っています。また、障がい福祉課では、サービスを利用している方々に安全・安心プランを作ることを少しずつ伝えており、緊急時に誰がどのように対応するのか、その人にとっての支援チームのよう

なものをどのように作っていくのか、ということ盛り込んだプランを作れるようにお勧めをしている段階です。安全・安心プランを防災という視点で見たときに、まだまだ足りない部分が出てきますが、今後、ご意見いただいた中で防災・避難という視点も含めて安全・安心プランに付加していけるようになっていくと、利用者の方々に何かあったときに役に立てるものになっていくのではないかと考えております。

・意見（新城委員）

自治体として個別の避難計画を策定するために検討していく、安全・安心プランの中で付加するという話ではなく、障がい者の命がかかっているものなので、一刻も早く作らなきゃいけない話です。そういう観点で考えてもらいたいです。

・意見（村松委員）

保健所の関係で言うと、難病の対象者に災害に備えての個別的な手帳を作っています。難病は333あるので、それぞれに当然違いがあり、例えば、避難するという事は、具体的に動き、移動するわけですから、その時に支援者がどのような形で支援するのかという情報を共有する必要があります。そこをしておかないと非常に危険だということがあるので、例えば、「この人は頸椎の部分を手術していて、そこを保護して移動させないと命に関わる」、あるいは、「この人はこの部分が全く動かないので、補助しないと非常に危険になる」など、そういう具体的な問題をその手帳に記してあります。人工呼吸器であればどういうところに注意するか。そういったところが具体的な支援、避難するときの支援の命に関わる問題に関わっているので、そういったものを具体的にそれぞれの家庭あるいは当事者の側で作っていく必要があるということで、保健所ではそれをもう実行しています。当然作るという希望の中でやるわけですけれども、そういったことはとても大事だと思っています。

・意見（齊藤副代表）

基本的に安否確認などは自治会がする仕組みになっていますが、要支援者名簿を受け取らない自治会が多い中で、実際にどうやって繋がったらいいのかというのは、各地区で悩んでいるところです。やはり、例えば防災訓練に行きたくないという当事者の方。何が理由でそう思われているのかわかりませんが、様々な経験があつての事だろうと思います。実際に公の支援といっても発災直後すぐに手が届くことはほぼないというのが現実なので、隣の人やすぐ近くの人が頼りにならなければどうしようもない実態がすぐ目の前に来るわけです。そういった、本当に使える仕組みの個別支援計画は本当に重要なので、それを早急に作ってほしいというのはその通りだと思っています。そのためにまず実態を、お互いの共通理解がまだできていないだろうというところでの今回の調査。早急に進めていくための材料をまずは作りたいと思っています。

・意見（伏見委員）

チェックリストの確認です。まず、課題を抽出して、その中で共通項目、特にチェックの多いもの等を取り組んでいくということをするツールとしては、このチェックリストは大変有効だと思っています。2点確認がありまして、1つは、特に共助と公助。自助については、自分でやっていることをチェックするので比較的正確にチェックが付くと思いますが、共助と公助のチェックの場合、そもそも聞かれている内容をちゃんと理解できているか、若しくは、人によつての濃淡が出る可能性があると思います。あくまでも、自分の感覚で付けていいというものでしょうか。あとは、文言について。例えば、自助の最初から家族会議というのがありますが、家族会議というのがどのようなことを言っているのか、ローリングストックといった言葉についてみんなで共有できているのかどうか。また、共助の居場所のトリアージというのも実際にどう認識をすればいいのでしょうか。そのへんの文言がわかりやすく、具体的になると尚良いと思います。

・回答（齊藤副代表）

基本的に全部説明をすると大変な分量になると思いかかなり割愛しております。わからなければチェックという方法でお願いします。トリアージを知らなければチェックという感じでいいと思っています。まとまった段階で報告書の作り方にもよりますが、やはり教科書になるような、みんなが使えるツールになるようなものができればということが考えの中にはあると思っています。聞く時にもう少し説明があったほうが良いというご意見は確かにあると思いますので、検討したいと思います。

・意見（郡部委員）

このチェック表の部会委員又は事業所記入者という欄がありますが、地区を記載する欄がありません。大規模災害に備えての課題では、地区が非常に重要だと思います。地区によって課題の偏り、強化する部分など、災害時の支援は地区でもってどれだけ体制を整えていくかということも大事なので、その辺がわかるような項目があるといいと思いました。

・回答（齊藤副代表）

地区については個人用のものを流用していただければいいと思いながら作っていますが、表題のところで自治体等の表記が必要であれば書けるような形もできると思います。では、いろいろご意見いただいた中で改善していく部分もあるかと思いますが、基本的にこういったものの調査をやっていくということによろしいでしょうか。はい。では、早急にまた準備を進めていきたいと思いますのでご協力よろしくお願ひしたいと思います。

（6）今後の障がい者相談支援体制について

・資料6について説明。（事務局：鎌田主査）

【説明要点】

資料6，障がい者相談支援体制の拡充に向けたスケジュールです。委託相談支援事業に関わる相談支援体制の拡充ということで、昨年度以前から、令和2年度の中で数を増やしていきたいということをお伝えしてきました。しかし、新型コロナウイルスの影響が大きく、現実的に今年度のスタートをすることが難しい状況が出てきております。障がい福祉課としては、相談支援事業の地域での展開、障がいの相談の地域に根付いた相談というものは非常に大事だと考えております。そこで、令和3年度の4月当初からスタートさせていきたいという考えをもっており、そこに向けてどのように動いていきたいのかということを示したものがこの資料6です。

委託の相談事業として、総合相談、専門相談、基幹相談の3つに大きく分けています。現在展開をしている重心、高次脳機能障がい、発達障がいについては、専門相談として来年度も引き続き進めていきたいと考えております。また、基幹相談についても、専門相談と同様の考えを持っております。一方で、地域に根差した相談ということを考え、幅広い相談をワンストップで受けるため、今後は総合相談という位置付けで藤沢市を大きく4つに分けて事業を展開していきたいと考えております。

一番上からお伝えをしていきますが、新たに西南部に一つ事業所を開設していきたいと考えております。今想定をしているのは、来年度7月から、辻堂市民センターが新しくオープンしますので、それと合わせまして、新たに相談支援事業を展開していきたいと考えています。今年度の動きに関しては、4つの地域展開ということを課内で検討した上で、12月の議会に展開について報告します。2月の中旬から3月の中旬にかけ、4か所目のプロポーザルのための公募、3月中旬に選定結果の発表をし、年度が明けて6月当初からは、開設の準備をしていく予定です。7月は建物のオープンと同時に事業をスタートしたいと考えております。今既存の相談を展開しているところは、既に我々がイメージしている地域展開の中で公共の建物に入ることができている状況がありますので、今年度から来年度にかけてそのまま進めていきたいと考えております。今、法人の建物の中で実施しているところについては、来年の4月を目標に、善行市民センターに新たにそこで開設をし、いきいきサポートセンターとともに地域の相談窓口として事業を展開していただければと考えております。12月の議会では、4地区展開のための準備として善行市民センターの移設のところも報告をし、認めていただけるのであるならば、中部地域としての新たなスタートを切るために、善行市民センターの移設ということで3月に準備をして4月にスタートしたいと考えております。

【質疑応答及び意見】

・質問（戸高委員）

地区割的なものや、地域の中で地区ごとの包括と色々な連携をとるなどの会議が進められていたかと思いますが、その辺の予定等に関しては、予算が通らなければ動かない話とは思いますが、前年と同じような展開をされるのでしょうか。

・回答（事務局：鎌田主査）

考え方という意味では、地域での必要性ということは当然訴えていきたいですし、展開そのもの、中身については昨年度から、これまで同様に考えています。

・質問（戸高委員）

昨年、今年の4月からスタートするというので、具体的な地区割、地区はどこで分けるかというのは大体見えていましたが、発表はされていませんでした。その辺の確定と、地区の中でどのような障がいと高齢、その地域の中でどのような展開をするかということが、昨年は途中まで具体化されていた感じがしますが、来年の4月に向けてどのように進められるのかというのを聞きたいです。

・回答（事務局：鎌田主査）

今は来年度に向けてどのように事業展開をしていくのかということや仕事のイメージを含めて、仕様書の再作成をしています。ただ、仕様書については、一方的に我々が作るものとは考えておりませんので、なるべく遠くならない将来の段階で、実際にこの後お仕事をさせていただきたい3つの事業所の方々を含めて、仕様書の中身のすり合わせでしたり、それから高齢との結びつきのイメージだったり、あとはお子様の地域でこういった相談の窓口を展開していくということになってくると、当然お子様のご相談も入ってくると思いますので、そのあたり実際どのような考え方を持って対応していくのかなど、そういったところも含めて各法人様とお話を進めたいと考えています。

・意見（齊藤副代表）

今回は1つ増やすという簡単な話ではなく、形を変え、内容もかなり今まで以上に強化していくという内容が盛り込まれていると思います。同時に、藤沢もそうですが、計画相談のセルフ率が非常に高いという問題がなかなか解決されないでいるというあたり、どうやって取り組むかということも、同時に考えなければいけない、結構難しい問題をはらんでいるなと思いますので、今やっていることをよく連携をとって、市民の利益につながるような形にしてほしいと思います。

4. 報告

・「発達障がい者支援における関係機関の連携と課題解決のために（提言）」について

（首藤氏）

本日は、会議の中貴重なお時間をいただき、委員の皆様には感謝しております。時間も限られておりますので、提言書について簡単に説明させていただきます。藤沢市自閉症児者親の会の首藤です。この度この提言を作成する上で、要望の根拠とな

るものとして、委員の皆様はもうすでにご存じですが、次期ふじさわ障がい者プラン策定のための聞き取り調査、及び『「きらり ふじさわ」中間見直し』の聞き取り調査のアンケートの中から、発達障がい者に関わる困難事例とみられるものを抜粋しました。本来なら、A4で9枚になる課題があります。ただ、このお話の中では4枚の資料をお配りしました。残りの資料は、事務局から送らせていただきますので、ぜひご覧ください。まず、提言書提出の背景を説明させていただきます。当事者の生きにくさ、自立生活の困難さに繋がる、特性から来る分かりにくさがサービス提供の場において支援者を受ける側と提供する側双方の壁となっております。例えば、資料1の(1)①。これは、コミュニケーションのとり辛さから、意思を汲み取り辛いということになっております。次に資料1の(2)②,③。ここは、対応が難しい子どもは、利用できるサービスが少なくなる。などのことが挙げられております。次に、対応しがたい事例は、チームで協議して直接支援につないでいくことが難しいのが現状。ということがあります。それは、資料1の2ページ目の日中活動系のサービスの⑦になっております。行動障がいなどによって、一つのサービス提供事業所の力量では、適切な支援を受けることが難しい場合に、相談支援事業所などがコーディネートをして、チームを支える必要があるが、そのために必要なコーディネートの技量が不足していると感じている。事業所や種別を超えての連携ができるよう、調整する人材の育成が必要と感じています。恐らくこれは、皆さんも感じていることだと思います。次に、資料のアンケートの他、総合支援協議会の通年課題などには、発達障がいの重篤な困難事例がいくつも見られます。これらの対応については、家庭サービス提供事業所、現場の職員の方、それぞれの努力に頼るところがほとんどであるのが現状です。それが資料から読み取れました。次に、児童から成人への移行期の困難事例が多発する傾向があり、幼児期の親支援や、先を見据えて包括的な支援に早期に乗せることが重要です。思春期前期に至ると、強度行動障がいの事例では、家庭を含め支援者側個々には対応しきれない状況が増えています。それは、例として資料1の2ページ目の⑥。18歳後期に転ぶ人が多くみられる。教育との連携はどうなっているのか、ということです。すみません。これは移行時期の事例ですね。次に、強度行動障がいの事例として1ページ(1)の下の、住居系サービスの①,②がそれにあたります。次に、障がい受容と障がい理解は、早期の親支援の充実がないと成長してからの家庭支援は難しいです。親子関係の状況もあり、助言しても良い方向に向かわない。その例が、資料1の2ページ。日中活動系の③,④,⑤になります。以上、簡単ですが提言書提出の背景として5つ挙げさせていただきました。まず、各ライフステージの場面で、関わる支援者が医師などの専門家を交えて協議を重ね、具体的な支援の道筋を探り、外部への情報発信ができる機関が必要と考えています。そして、知的又はその他の障がいと合併のある・なしや、祖父母、兄弟などの家庭環境や住居環境などの情報を共有し、必要な支援や問題解決のノウハウを見つけていくことで、発達障がいの人と適切に向き合える支援者や家族が地域が増えていくと思います。次に協議の場の設置の根拠について。なぜ総合支援協議会なのかをお話しさせてください。地域福祉に関わる広い分野の方々に情報を共有してい

ただき、現実的な課題解決に繋がる協議会の必要性を強く感じています。当会は、20年以上勉強会として、情報提供を藤沢市子ども発達相談室と共催し、障がい認定を受けた保護者と地域福祉の担い手の研修の場を作ってきました。しかし、勉強会の成果はありましたが、多くの地域課題があり、更に、現実的な困難さを協議し、地域福祉の課題を共有する人が増えていかないと難しいことを痛感しております。2番目に、施策と予算の執行の問題もあります。過不足のない予算執行をするためには、障がい特性から、どのようなライフステージを過ごし、どのように支援していくかの方向性を関係各機関が共有しないと、行き当たりばったりで、欲しがった人たち・手を挙げた人にばら撒くことになりかねません。例えば、紙おむつ券の発行が始まる前に、身体的に必要な人と違って、自閉症及び発達障がい児に軽々紙おむつ券を公費で支給することは、自立を妨げるので強く反対しましたが聞き入れられず、その後から就学後から成人まで紙おむつのまま育った人たちが多く見られるようになりました。また、放課後等デイサービスも支給決定の時間が必要以上に多く、家にいる時間が極端に少ない児童期を多くの子どもたちが過ごしています。在宅生活は、歯磨きや通院、爪切りなど、当たり前の生活を学ぶ場でもあり、親子関係も特性上難しいのです。預かり福祉ばかりでは、支えきれません。私たち親がどうやって育てていったらいいのかということ、みんなと一緒に考えていって、結局、大人になったとき、膨大な支援費を必要とします。市も困ると思います。家族も困ります。3番。では、最後に、なぜ総合支援協議会だったのか。総合支援協議会が始まった時から、発達障がいの関係者の委員参加がなく、数年、課題でのアンケートや部会のアンケートなど、傍聴に行きこちらからお願いしないと、当会からのアンケートは聴取されなく、自閉症及び発達障がいの立場からは総合支援の場にこちらから意見を言っていないとだめだったというのが、恐らくこのリーフレットにも発達障がいという言葉が入っていないというのが事実だと思います。4番。一昨年より、発達障がいに関する協議の場の設置に向けた準備会が立ち上がりました。2019年度第3回が中止のまま終了してしまいましたので、新障がい福祉計画策定を直前にして、発達障がいに関する協議の場のその後の見通しが不透明のままで、先行きの不安がありました。その後、協議体の運営に向けて準備が進められているように伺いました。情報の収集と課題の抽出と分析、そして発信が可能な協議体をオフィシャルな場において機能させ、障がい当事者の日常生活に反映していくための場として期待をしておりますが、団体として行政的な事情把握が困難なところも多く、今回のような提言内容を持って総合支援協議会及び行政に投げかけさせていただきました。最後に、子どもが期待する発達障がいに関する協議の場が、来年度以降どのような位置付けになるか、行政の組織には疎いのでわかりませんが、自閉症スペクトラム及び発達障がいに特化するものとはいえ、この障がいを持つ合併の状況、単独の発症だけにはとどまらないことや、障壁となる社会場面の多様性、個々の様態の複雑さを察して、ご検討いただきますようお願い申し上げます。何より、自閉症及び発達障がいの子供と家族の幸せ、支援者と喜びを共有できる藤沢の地域福祉の実現のために重ねてお願い申し上げます。以上です。よろしくお願いいたします。

(齊藤副代表)

ありがとうございました。今回こういうご提言いただいたということで、各委員の方々、あとで配布された資料に具体的なことが書いてございますので、皆さんが全員発達障がい・自閉症に関して詳しいという状況ではないという中で、少しでも理解が広がればと思っておりますので、資料をお読みください。それでは、これで議題としては全部終わったのでよろしいでしょうか。その他というのは何かございますか。

(事務局：加藤補佐)

本日、総合支援協議会の場で自閉症児者親の会の皆様からのご提言を頂戴しました。これまでの経過の中で、市としましても発達障がいの支援、その体制の充実を図るべく、各種予算であったり協議の場を設けながら、この発達障がいの協議の場の準備会というものを発足させ、今年度、具体的に会議体を発足させる予定でございましたが、先ほど、会の皆様からお話がありましたように、前段の準備の段階で、昨年度末、今年度当初のところの議論が少し進んでいない状況がございます。こういった中、本日の提言内容を改めて準備会の構成員の皆様は今一度お諮りしつつ、改めて会議の位置付けにつきましては、総合支援協議会、この場において、改めて議題としてご提出させていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

7. 閉会

- ・閉会挨拶。(事務局：須藤参事)